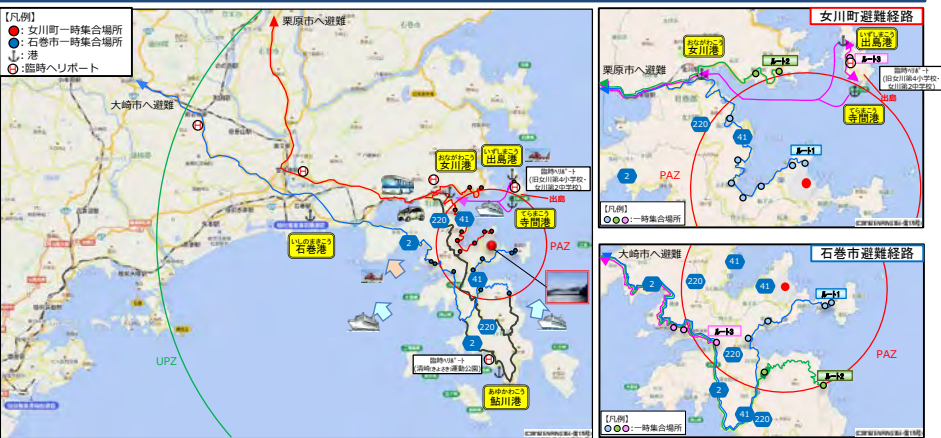


# 女川地域の緊急時対応（概要版） ⑤女川地域の現状に応じた対策

## 1. PAZにおける対応

- 女川町及び石巻市で避難が必要となった場合には、陸路による避難を実施。なお、女川町の出島については女川港へ海路により移動した後、陸路による避難を実施。
- 自然災害により予定していた陸路による避難が実施できない場合は、迂回する陸路による避難や海路等といった避難を実施。
- いずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。



## 2. 準PAZ（牡鹿半島）における対応

- 避難が必要となった場合には陸路による避難を実施。
- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路等による避難を実施。
- 陸路による避難ができず、悪天候等により海路による避難も困難な場合は、天候等が回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。



## 3. 準PAZ（離島）における対応

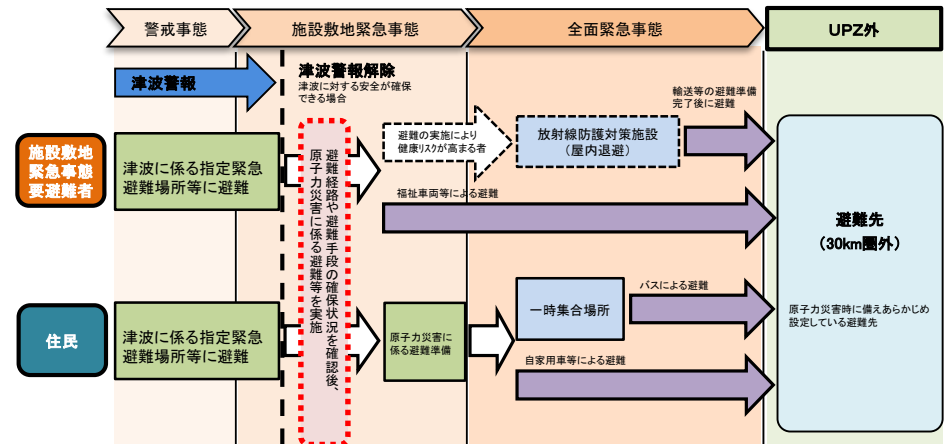
- 島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。



## 4. 津波との複合災害時における対応

- 津波との複合災害時（津波警報または大津波警報の発表時）では、津波による人命へのリスクを回避するため、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波に対する安全が確保できる場合は、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。

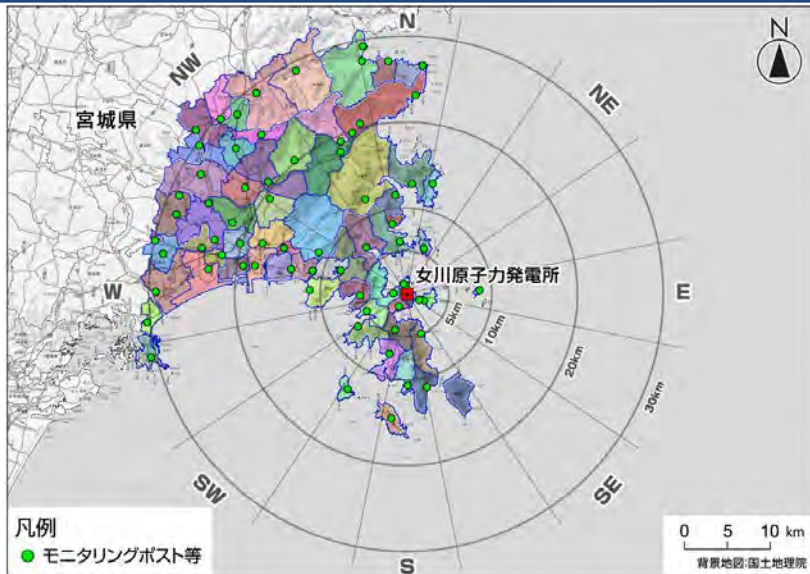
＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞



# 女川地域の緊急時対応（概要版） ⑥住民の安全確保に向けた主な対策

## 1. 女川地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点70地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



## 2. PAZ及び準PAZ内等の安定ヨウ素剤の事前配布

宮城県では、平成28年度からPAZ及び準PAZ住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を開始。  
 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で育児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。  
 令和元年10月現在、40歳未満の者に対し、女川町のPAZ及び準PAZでは97人、石巻市のPAZでは94人に配布済み。今後も継続して事前配布説明会を開催し、事前配布率の向上を図る。



女川町	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済み者
PAZ	134人	96人
準PAZ	1人	1人
合計	135人	97人
石巻市	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済み者
PAZ	140人	94人
準PAZ	490人	※

※ 準PAZの網代島、田代島は、平成30年度に事前配布説明会を開催し、40歳未満の配布対象者10人に配布したが、その他牡鹿地区、狹浜地区等は令和元年度から事前配布を開始しており、人数については精査中。

## 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、宮城県は計28箇所の施設に合計約1,564,000丸の丸剤、セリウム安定ヨウ素剤(32.5mg)約13,000包、セリウム安定ヨウ素剤(16.5mg)約6,480包を備蓄。(令和元年10月1日現在)  
 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町が指定する一時集合場所(計213箇所)及び避難退域時検査場所(候補地計18箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



### 安定ヨウ素剤備蓄場所: 28箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

### 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各市町が指定する一時集合場所で緊急配布(計213箇所)

女川町: 23箇所 石巻市: 148箇所  
 登米市: 11箇所 東松島市: 14箇所  
 涌谷町: 2箇所 美里町: 1箇所  
 南三陸町: 14箇所

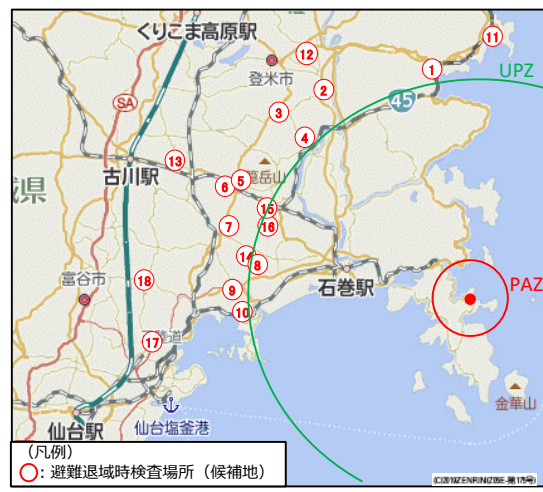
避難退域時検査場所(候補地)で緊急配布(計18箇所)

石巻市: 2箇所 登米市: 4箇所  
 東松島市: 4箇所 涌谷町: 2箇所  
 美里町: 2箇所 南三陸町: 2箇所  
 大郷町: 1箇所 利府町: 1箇所

※一時集合場所及び避難退域時検査場所での配布については、発災時に宮城県及び市町が指定する箇所において配布

## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

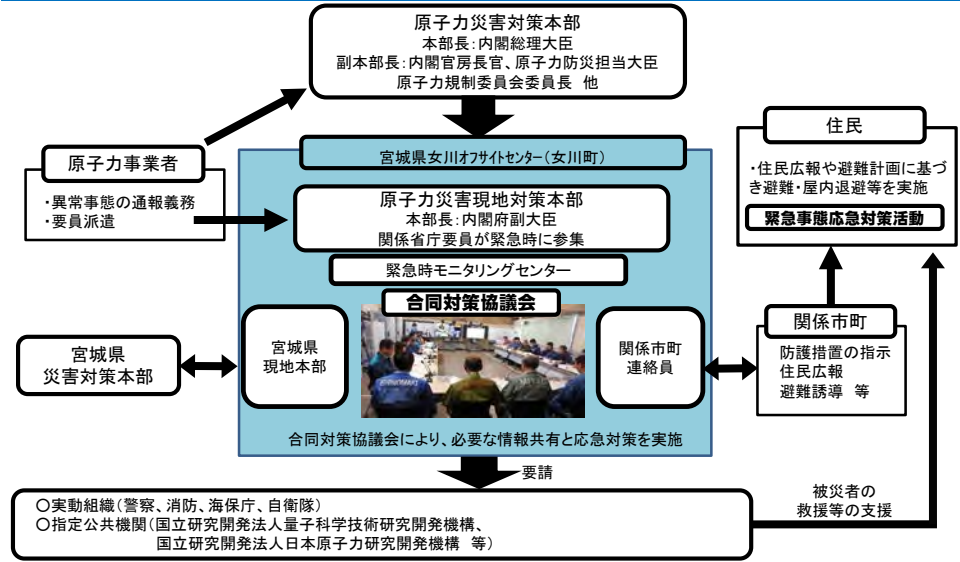
宮城県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。(全18箇所)



検査場所	避難元等
① 常盤陸上ホーツ交流村	南三陸町
② 登米総合体育館	女川町・石巻市・登米市
③ 迫川防災ステーション	登米市
④ 釜ヶ崎運動公園	岩手市
⑤ 涌谷地区河川防災ステーション	涌谷町
⑥ 涌谷スタジアム	石巻市
⑦ 南郷体育館	石巻市・東松島市・美里町
⑧ 鹿栗の森運動公園	石巻市・東松島市
⑨ 東松島市学校給食センター	東松島市
⑩ 野蒜市民センター	東松島市
⑪ 南三陸町歌津総合支所	予備
⑫ 中田総合体育館	予備
⑬ 美里町トレーニングセンター	予備
⑭ 大郷市民センター	予備
⑮ 河南体育センター	予備
⑯ 石巻市遊楽館	予備
⑰ 春日バレーホール(上り)	予備
⑱ 大郷町文化会館・自由広場	予備

# 女川地域の緊急時対応（概要版） ⑦緊急時における対応体制

## 1. 緊急時対応体制



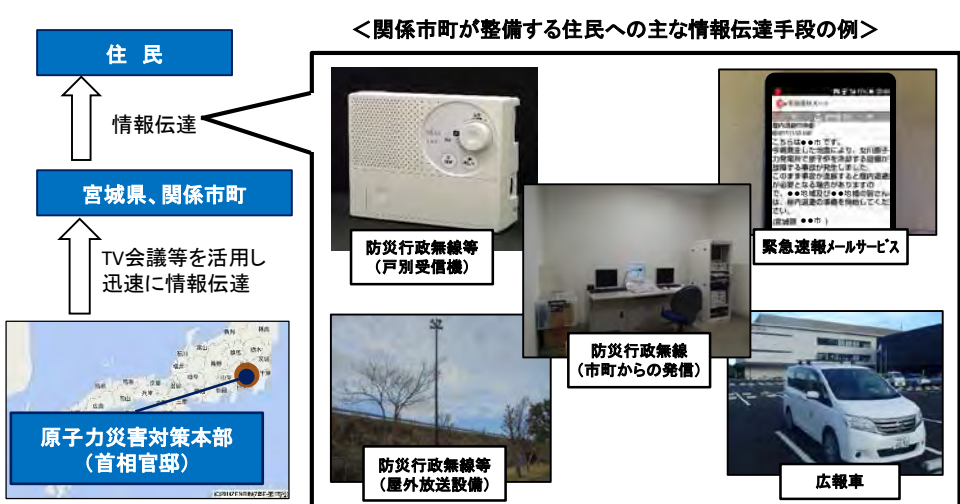
## 3. 実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、宮城県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



## 2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、宮城県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



## 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 宮城県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

<p><b>警察組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導</li> <li>✓ 避難住民の誘導・交通規制</li> <li>✓ 避難指示の伝達</li> <li>✓ 避難指示区域への立入制限等</li> </ul>	
<p><b>消防組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難行動要支援者の搬送の支援</li> <li>✓ 傷病者の搬送</li> <li>✓ 避難指示の伝達</li> </ul>	
<p><b>海上保安庁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 巡視船艇による住民避難の支援</li> <li>✓ 緊急時モニタリング支援</li> <li>✓ 船舶等への避難指示の伝達</li> <li>✓ 海上における警戒活動</li> </ul>	
<p><b>防衛省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 緊急時モニタリング支援</li> <li>✓ 被害状況の把握</li> <li>✓ 避難の援助</li> <li>✓ 人員及び物資の緊急輸送</li> <li>✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染</li> <li>✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業</li> </ul>	